

○愛知大学出版助成規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知大学（以下「本学」という。）における学術図書出版の助成（以下「助成」という。）に関する事項を定め、出版困難な研究成果の発表を助成促進し、学術の振興に寄与することを目的とする。

(予算)

第2条 助成を行うため、毎年相当額の予算を計上するものとする。

(助成の対象)

第3条 助成の対象となるものは、本学の専任教育職員（特別任用教員、客員教員及び名誉教授は除く。）の研究成果で、別に定める基準に該当するものでなければならない。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、前年度の10月末日又は当該年度の4月末日までに、所定の様式による申請書を学長に提出しなければならない。

2 前項の申請にあたっては、当該学術図書の予定出版社を選定しておくものとする。

(助成の決定)

第5条 前条に定める申請があったときは、学長は研究委員会の答申に基づき、大学協議会の議を経て、助成の可否、助成する金額及び助成金支払いの時期を決定する。

(不服申立て)

第6条 申請者は、前条に定める決定に不服がある場合、学長に不服申立てを行うことができる。ただし、不服申立ては、申請1件に対して1回限りとする。

2 申請者は、前項の申立てを行う場合には、当該申立ての理由を明記した文書を学長に提出する。

3 第1項の申立てが行われた場合、学長は研究委員会に当該申請者の不服申立て内容を通知し、研究委員会は迅速かつ適正に必要な再審査を行う。この場合において研究委員会は、必要に応じて審査委員・当該申請者・その他関係者に出席を求め、意見を聴取することができる。再審査にあたっては、研究委員会は新たな審査委員を選出することができる。

4 学長は、研究委員会の再審査結果に基づき、不服申立てに対し必要な措置を講ずることを決定し、その結果を当該申請者に文書で通知する。

(義務)

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、当該年度中に図書の出版を完了しなければならない。

2 学長は、助成金を受けた者が正当な事由なく次の各号の一に該当するに至ったと認められる場合には、研究委員会の答申に基づき、大学協議会の議を経て助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(1) 所定の期日までに出版が完了しないとき。

(2) 申請書記載事項と刊行された図書が著しく異なるとき。

3 助成金の交付を受けた者は、刊行後速やかに出版した図書3部を添付して、所定の様式による出版助成金実績報告書を学長に提出しなければならない。

(事務の所管)

第8条 この規程による助成に関する事務は、研究支援課又は総務課が所管する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究委員会、研究政策・企画会議、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則（制定）

この規程は、昭和60年6月1日から施行する。

（略）

附 則（不服申立てに関する規定の追加に伴う改正）

- 1 この規程は、2025年6月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、助成に関する不服申立てについては、2026年度助成分から適用する。